

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
いちき串木野市	冠岳(宇都、岩下、川畑)	令和3年 3月	平成30年 3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	8.3	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.3	ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	4.3	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.1	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.2	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.8	ha
(備考)		

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地区内の担い手は■■■■のみで受け手が足りていない。一方で後継者がいる農業者が他地区に比べるので、今後発生が予想される高齢離農の農地の受け手の育成・確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

■■■■を中心に、担い手の確保も含め集約を進める。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集		水稻他	0.5 ha	水稻他	1.5 ha	冠岳、久木野松下
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	1 人		0.5 ha		1.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

機械の活用や農作業の一部委託等により負担軽減に努め、地区内の農業者と[]の連携を図る。

田代玉団地集落戦略

2. 集落戦略（集落の将来像）

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細								
	担い手等が確保できており、耕作を継続していく								
	<table border="1"> <tr><td></td><td>農業者（協定内）【具体名：〇〇】</td></tr> <tr><td></td><td>農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】</td></tr> <tr><td></td><td>農業者（協定外）【具体名：〇〇】</td></tr> <tr><td></td><td>農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】</td></tr> </table>		農業者（協定内）【具体名：〇〇】		農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】		農業者（協定外）【具体名：〇〇】		農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
	農業者（協定内）【具体名：〇〇】								
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】								
	農業者（協定外）【具体名：〇〇】								
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】								
○	担い手等が確保できているが、全ての委託希望は受けられない								
	<table border="1"> <tr><td></td><td>農業者（協定内）【具体名：〇〇】</td></tr> <tr><td>○</td><td>農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：■■■■】</td></tr> <tr><td></td><td>農業者（協定外）【具体名：〇〇】</td></tr> <tr><td></td><td>農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】</td></tr> </table>		農業者（協定内）【具体名：〇〇】	○	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：■■■■】		農業者（協定外）【具体名：〇〇】		農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
	農業者（協定内）【具体名：〇〇】								
○	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：■■■■】								
	農業者（協定外）【具体名：〇〇】								
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】								
	担い手等が確保できていない								
	耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある								
	耕作を継続していきたいが、農業所得が低い								
	耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている								
	鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している								
	集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている （具体的に記載） 具体的内容：〇〇～								
	その他（自由記載）								

2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細						
	耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要						
○	協定内で担い手を育成・確保						
	<table border="1"> <tr><td></td><td>農業者</td></tr> <tr><td>○</td><td>農地所有適格法人、農業生産組織等</td></tr> <tr><td></td><td>新規就農者</td></tr> </table>		農業者	○	農地所有適格法人、農業生産組織等		新規就農者
	農業者						
○	農地所有適格法人、農業生産組織等						
	新規就農者						
	協定外で担い手を確保						
	<table border="1"> <tr><td></td><td>農業者（協定外）</td></tr> <tr><td></td><td>農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）</td></tr> </table>		農業者（協定外）		農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）		
	農業者（協定外）						
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）						
	基盤整備等により耕作条件を改善						
	農産物の高付加価値化により所得の向上を図る						
	新たな作物の導入により所得の向上を図る						
	省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る						
	耕作継続が困難な農用地の林地化						
	放牧利用による農用地の管理						
	鳥獣被害防止対策の実施						
	集落の自治（コミュニティ）機能の強化						
○	その他（自由記載）協定参加者（家族含む）間及び地域ぐるみでの体制を目指す。						

田代玉団地集落戦略

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項	
	特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
	協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）からの助力を得たい
	他の協定との広域化を考えたい
	中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
	対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
○	その他（自由記載）協定参加者の家族等も含めた協力体制を確立させる。

2-4 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

定期的な話し合い等により地域の状況について確認作業を行いながら、第5期協定の5年間で協定参加者（家族を含む）で共通認識をもって、集落協定農用地の維持管理体制の確立を図る。

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

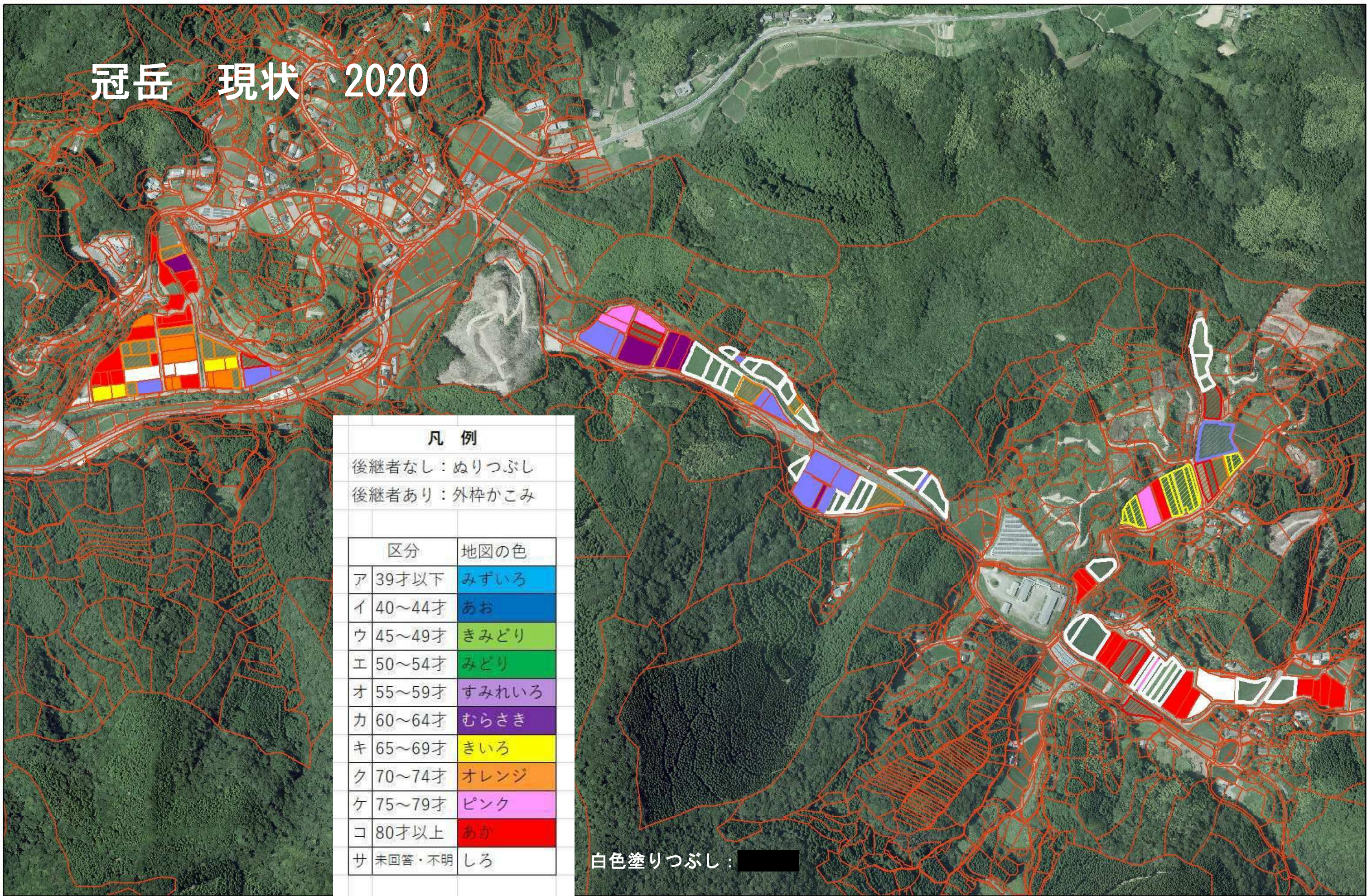
（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制	
	農地所有適格法人が支援する【具体名：○○】
	J Aが支援する【具体名：○○】
○	集落営農組織が支援する【具体名：■■■■】
	農業者が支援する【具体名：○○】
○	協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
	その他（自由記載）

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。

冠岳 現状 2020



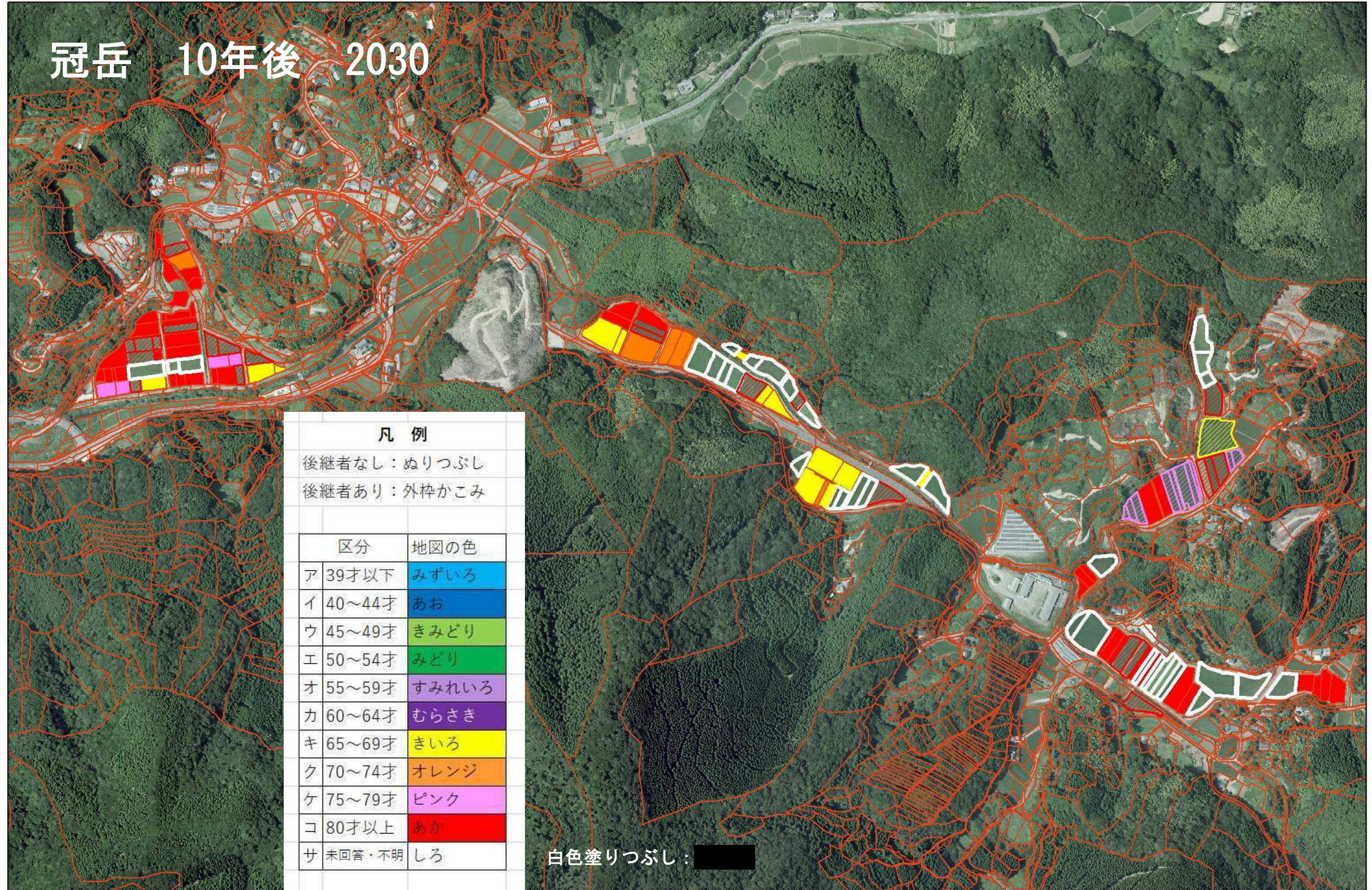
凡例		
後継者なし：ぬりつぶし		
後継者あり：外枠かこみ		
区分	地図の色	
ア	39才以下	みずいろ
イ	40～44才	あお
ウ	45～49才	きみどり
エ	50～54才	みどり
オ	55～59才	すみれいろ
カ	60～64才	むらさき
キ	65～69才	きいろ
ク	70～74才	オレンジ
ケ	75～79才	ピンク
コ	80才以上	あか
サ	未回答・不明	しろ

白色塗りつぶし： XXXXXXXXXX

選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地
選択地



冠岳 10年後 2030



凡 例		
後継者なし：ぬりつぶし		
後継者あり：外枠かこみ		
区分		地図の色
ア	39才以下	みずいろ
イ	40～44才	あお
ウ	45～49才	きみどり
エ	50～54才	みどり
オ	55～59才	すみれいろ
カ	60～64才	むらさき
キ	65～69才	きいろ
ク	70～74才	オレンジ
ケ	75～79才	ピンク
コ	80才以上	あか
サ	未回答・不明	しろ

白色塗りつぶし： []

